

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 資格審査の概況

1. 新規係属件数

平成22年中に全労委に係属した新規係属件数は717件で、21年に比べ81件の増加となった（巻末統計表第21表参照）。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが420件で、21年に比べ8件増加している。なお、全体に占める割合は59%となっている。

第39表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率（全労委）

（単位：件、%）

区 分		件 数						構 成 比 率					
		17	18	19	20	21	22	17	18	19	20	21	22
事項	年												
	新規係属件数	664	700	653	673	636	717	100	100	100	100	100	100
内 訳	委員推薦	156	214	151	223	144	220	23	31	23	33	23	31
	不当労働行為	423	399	416	370	412	420	64	57	64	55	65	59
	法人登記	78	85	86	75	78	70	12	12	13	11	12	10
	総会決議	7	2	0	5	2	7	1	0	0	1	0	1
	協約拡張適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

このほか、委員推薦が220件で76件の増加、法人登記に伴うものは70件で8件の減少、総会決議に伴うものが7件で5件の増加となっている。

そのうち、中労委における新規係属件数は114件で、内訳は、不当労働行為の救済申立てに伴うもの78件、委員推薦に伴うもの36件となっている（巻末統計表第23表参照）。

2. 審査

平成 21 年からの繰越件数 514 件、新規係属件数 717 件の合計 1,231 件のうち、適格決定 463 件、取下又は打切 229 件で、不適格 4 件を含む合計 696 件が終結し、535 件が 23 年に繰り越された（巻末統計表第 21 表参照）。

適格決定がなされた 463 件の内訳は、委員推薦に伴うもの 215 件、不当労働行為救済申立てに伴うもの 177 件、法人登記に伴うもの 64 件、総会決議に伴うもの 7 件となっている（巻末統計表第 22 表参照）。

そのうち、労委規則第 24 条に基づき要件補正の勧告をしたものは 2 件である。

第 2 節 労調法第 37 条違反被疑事件

労調法第 37 条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越事件、平成 22 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 24 表参照）。

第 3 節 協約の拡張適用

労組法第 18 条に基づく協約拡張適用事件についてみると、前年からの繰越事件、平成 22 年の新規係属事件はともになかった（巻末統計表第 25 表参照）。